平成２３年（フ）第３０１７号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1730番地
債務者　山田芙躬与
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２号
京都府舞鶴市清美が丘４番地９―713号
債務者　三谷　裕之
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　行雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第７５２６号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ26―1001号
債務者　河合　君男
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　和之
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４５１号
函館市高盛町28番20号
債務者　奥寺　貞文
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４５３号
北海道久遠郡せたな町大成区宮野412番地２
債務者　澤谷　末美（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４５４号
函館市上新川町11番９号
債務者　佐々木美幸
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５９号
和歌山県田辺市南新万12―22　ハイツイーストサイド201号、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地の947
債務者　Ｚｏｅこと　谷口　智子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第２４２号
群馬県邑楽郡大泉町東小泉３丁目14番13号
債務者　福田　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２４３号
群馬県太田市浜町65番12―Ｌ197号
債務者　八重樫裕光
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２４４号
群馬県太田市浜町65番12―Ｌ197号
債務者　八重樫則子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２４５号
群馬県太田市浜町65番12―Ｌ197号
債務者　八重樫雅代
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第６２号
広島県三次市三次町239番地１、住民票上の住所広島県三次市三次町367番地２　寺戸定住促進住宅２号棟404号室
債務者　森　　栄江
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第５３６号
愛知県高浜市沢渡町４丁目６番地１　レユシールＢ棟201号
債務者　安藤優子こと　韓　　優根
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
茨城県つくば市二の宮２丁目10番地４　ニュー木村ハイツ205号、前住所茨城県つくば市二の宮３丁目12番地２　サンガーデン二の宮Ⅲ Ｅ棟201号
債務者　高野　香里（旧姓小椋）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６１０号
埼玉県八潮市大字古新田1079番地
債務者　紺野　　修
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６１８号
埼玉県春日部市樋堀431番地１　ストリーム101
債務者　佐藤　和治
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
三重県松阪市日丘町569番地７
債務者　上假屋絹代
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
津地方裁判所松阪支部